

令和6年10月22日

内閣府特命担当大臣（こども政策）
三原 じゅん子 様

千葉県知事
熊谷 俊人
千葉県市長会長（流山市長）
井崎 義治

保育の公定価格における地域区分の見直し及び単価の設定に関する要望書

共働き世帯の増加に伴い、保育を必要とする子育て世帯の割合が増加傾向にある中、今年度76年ぶりに見直された保育士の配置基準の改正や、令和8年度から本格的に開始する「こども誰でも通園制度」により、今後、ますます保育士の需要が高まることが予想されています。

これまで千葉県では、保育士の給与の原資となる公定価格の地域区分が東京都と比較して低く設定されていることで、保育士が給与水準の高い東京都へ流出してしまうことが問題となっていました。

今年8月の人事院給与勧告における公務員の地域手当の見直しが、このまま保育の公定価格の地域区分に適用された場合、隣接する東京都との差が拡大することとなり、一層の保育士の流出が懸念されます。また、県内の半数以上の市町村では地域手当における支給割合が引き下げられるため、これに伴い保育の公定価格が引き下げられることが懸念されることから、新たな地域区分において現在の水準以上の単価が設定されなければ、施設運営に重大な影響が生じます。

全てのこどもが等しく幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向けて、地域間の格差をできる限り縮小し、保育の質の維持向上のために、下記の事項について、特段の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 保育の公定価格における地域区分については、現行では公務員の地域手当の級地区分や支給割合に準拠した上で補正を講じているが、見直しに当たっては、東京都との間で大きな格差が生じないように、東京都特別区との隣接市等の地域区分を引き上げるなど、地域における保育士確保の困難性を十分に反映すること。
- 2 公定価格の単価については、物価高騰や賃金上昇の影響を十分に考慮し、施設運営に支障をきたすことがないように、現在の水準以上に設定すること。